

最終更新: 2019 年 5 月

## NAOqi ソフトウェアのエンドユーザ使用許諾契約書

以下の翻訳は、便宜上提供されているにすぎず、翻訳版及び英語版の間で齟齬又は矛盾がある場合（翻訳版の提供の遅滞による場合を含みますが、これらに限られません）、英語版が優先されます。

本エンドユーザ使用許諾契約書（以下、「**本契約書**」という）の条項は、あなた又はあなたが代表する法人（以下、「**あなた**」という）及び 43 rue du colonel Pierre Avia, 75015 Paris, France に登録事務所を有し、パリ市の商業及び会社登記簿において 483 185 807 番で登録されている SOFTBANK ROBOTICS EUROPE SAS（以下、「**SBRE**」という）との間の、NAOqi ソフトウェア（以下、「**本ソフトウェア**」という）の使用に関する契約です。

本ソフトウェアをダウンロード、インストール、設定、アクセス、又はご利用いただく前に本契約書をよくお読みください。

本ソフトウェアをダウンロード、インストール、設定、アクセス、又は使用することによって、本契約書に合意することになります。

あなたは、本契約書の条項に従うことに合意します。

本契約書に合意しない場合、本ソフトウェアをインストール又は使用しないでください。

### 1. 定義

- 1.1 「**アプリ配信エンジン**」とは、SBRE 及びその関連会社が設計・開発したソフトウェアアプリケーション配信のための SBRE 又は第三者のサーバ上で動くウェブ API を意味します。
- 1.2 「**本書類**」とは、SBRE が随時変更する、SBRE があなたに提供する本ソフトウェアに関する書類を意味し、これにはエンドユーザ・マニュアル、操作説明書、導入ガイド、リリースノート及び本ソフトウェアの使用に関するオンラインヘルプファイルを含みます。
- 1.3 「**技術データ**」とは、エンジンやジョイントの温度情報や位置情報のような、本ロボット又は本ソフトウェアの使用によって生成される、直接的又は間接的に個人を特定するような個人情報を含まないデータ又は情報を意味します。
- 1.4 「**本ロボット**」とは、あなたが購入し、本契約書に付属した本ソフトウェアがインストールされた、ボディおよびヘッドのシリアルナンバー単位又はモデル及びバージョンで特定される NAO 又は Pepper を意味します。

### 2. 使用権

- 2.1 本契約書は、本ロボットにプリインストールされている本ソフトウェアに適用されます。あなたが本契約書の条件及び条項を全て遵守することを条件に、SBRE は、あなたに対し、本ロボット上のみにおいて本ソフトウェア使用のための限定的かつ個人的、再許諾不可、譲渡不能なライセンスを付与しません。
- 2.2 あなたは、本契約書の条項に従って、本ソフトウェアを使用する責任を負います。

### 3. 使用における制限

- 3.1 本ソフトウェアは、SBRE があなたに対し使用を許諾したものであり、販売したものではありません。あなたは本ソフトウェアを、本契約書により明示的に許可された範囲内においてのみ使用しなければならず、本ソフトウェアの販売はできません。SBRE 及びそのライセンサーは、本契約書で明示的及び限定的に付与されている場合を除き、本ソフトウェアの権利、権限、及び所有権の全てを留保します。本契約書は、SBRE 及びそのライセンサーのいかなる商標、商標名及びロゴに関わる権利、権限及び所有権をも付与するものではありません。

- 3.2 適用される法律により明示的に許可される場合を除き、あなたは次に掲げる行為を直接的又は間接的に行わないことに合意しなければなりません。

- (a)本ソフトウェアの全体又は任意の部分、過去、現在、今後のバージョン又はいかなる形式における修正、リバースエンジニアリング、再現、逆コンパイル・逆アSEMBル、ソースコードを解明する試み、解読、翻訳、派生的な著作物の創作

ただし第三者のオープンソースコードの修正については、該当する許諾が優先されます。第三者のオープンソースソフトウェアのコンポーネントの一覧は SBRE への要求書又は適切なウェブページから確認できます。

- (b)本ロボットとは別に、本ソフトウェアの全体又は一部のサブライセンス、賃貸、リース又は本ソフトウェアに関する権利の付与

ただし本ソフトウェア及び本ロボットの賃貸又はリースに関する条件及び条項は、本ロボットの購入契約書が優先されます。

- (c)第三者が複製するための、本ソフトウェアの全体又は任意の部分、過去、現在、今後のバージョン又はいかなる形式における複製（許可されたバックアップコピーは除く）又は公開

ただし第三者のオープンソースコードの複製及び配布については、該当する許諾が優先されます。第三者のオープンソースソフトウェアのコンポーネントの一覧は SBRE への要求書又は適切なウェブページから確認できます。

(d)本ソフトウェアと共に、SBRE の許可の無い、違法な、偽物の又は修正されたハードウェア又はソフトウェアの使用又はパッチ

もし確信が持てない場合、あなたはあなたが使用しようとする修正された当該ハードウェア又はソフトウェアと本ソフトウェアとの適合性について、SBRE の許可を取得する責任を負います。

(e)本ソフトウェアの翻案

(f) 本ソフトウェアを、あなたが居住する国・地域における現地の法律を含む全ての法律に反した方法によって使用すること

(g)本ソフトウェアを、第7条で述べられている第三者のソフトウェアなどを含む、あらゆる著作権又はその他権利を侵害する方法によって使用すること。

3.3 本ソフトウェアは、本ロボットにおいてのみ使用されなければなりません。

#### **4. 本ライセンスの解除及び譲渡**

4.1 本契約書は、契約解除まで有効です。あなたが本契約書の条項に従わない場合、事前の通知書面無く、あなたの権利は自動的に失効します。

4.2 本契約が解除された場合、あなたは本ソフトウェアの使用を中止し、全ての複製又は本ソフトウェアの全体又は一部を処分しなければなりません。本契約が解除された場合でも、本契約書に規定されたあなたの義務は解除されず、存続されます。

あなたは本ソフトウェアが使用できないことに関して、SBRE 又はその関連会社、役員、管理者、従業員、代理人及び株主、またその許可者に不服申し立てはできません。

#### **5. インターネットの接続性**

5.1 本ソフトウェアの全性能を利用するには、適切なインターネットへ接続する必要があります。SBRE は当該インターネット接続の品質又は十分な性能、費用及びそれに伴う本ロボットの性能に関し責任を負いません。

5.2 本ソフトウェアは、本ソフトウェアへのダウンロード及びインストール可能なアップデートがあるかどうかを SBRE のアプリ配信エンジンでチェックしたり、本ロボットの状態のモニタリングシステムが本ロボットの技術データの遠隔分析のために動作したりしているときに、本ロボットを自動的にインターネットに接続することがあります。

#### **6. アップデート**

- 6.1 SBRE は、事前の通知なく、いつでも本ソフトウェアのアップデートを実行する権利、本ソフトウェアの新バージョンを制作する権利、及び本ソフトウェアを改変・改善する権利を留保します。  
本契約書の条項は、すべてのアップデート又はアップグレードに適用されますが、当該アップデート又はアップグレードが本契約書とは異なる条項に含まれている場合は、本契約書と異なる条項が優先されます。SBRE は、あなたが当該アップデート、新バージョン、改変等の使用許可を取得するために、あなたに異なる契約条件を受諾することを要求する場合があります。
- 6.2 アップデート及びアップグレードは強く推奨されています。SBRE は、あなたが本ソフトウェアをアップデート又はアップグレードしなかったことで生じる結果に関し責任を負いません。

## 7. 第三者のソフトウェア

- 7.1 本ソフトウェアは第三者のソフトウェアを含みます。本ソフトウェアに含まれる適切な第三者のソフトウェア及びそれらの使用許諾契約は、<https://www.softbankrobotics.com/emea/en> 又は代替する他の URL において提供されています。当該 URL へアクセスできなくなった場合、あなたは現在の契約書に同意する前に、SBRE へ連絡する必要があります。
- 7.2 あなたは関連する適切な条件及び条項を遵守しなければなりません。これらの条件及び条項は関連する第三者の使用許諾契約によって変更されることがあります。あなたは、第三者のソフトウェアは現状有姿で提供され、いかなる場合でも、SBRE が同第三者のソフトウェア及び該当する許諾契約内容、またその変更とそれに伴う結果に関し責任を負うことを認識し同意するものとします。

## 8. データ及びプライバシー

- 8.1 本ソフトウェアのいくつかの機能は、使用時にあなたや本ソフトウェアの使用に関する情報を収集することがあります。SBRE は、これらの情報をサービスの提供や SBRE の製品及びサービス向上のために使用します。本契約書に合意し、本ソフトウェアを使用することで、あなたは <https://www.softbankrobotics.com/emea/en/privacy-policy> において閲覧できる SBRE の個人情報保護に関する方針に準拠し、SBRE の個人情報に関する方針が定義した個人情報が収集、転送、保存されることに合意します。
- 8.2 SBRE は、匿名化したあなたの個人情報を集計し、本ソフトウェア経由で収集及び解析することがあります。
- 8.3 あなたは、SBRE、その関連会社及びサービスプロバイダが、本ロボットの状態のモニタリングを目的として技術データのみが収集、使用、転送及び保管される場合があることを理解するものとします。

## 9. 限定的保証及び責任の制限

- 9.1 適用される法律により許可される範囲内において：  
本ソフトウェアは、現状有姿で提供され、SBRE 及びそのライセンサー（第 9 条において、総称的に「SBRE」という）は、本ソフトウェアの使用、機能性、操作及びコンテンツは、中断がなく、正確、完全であり、またソフトウェアウィルス若しくは有害な構成要素がないことを保証しません。  
SBRE は、本契約書の目的を損なわない限り、本ソフトウェアに内在する特性、他のソフトウェアとの適合性、本ソフトウェアの正確性、妥当性又は完全性、及びその結果に関し保証をせず、エラー若しくは不作為に関する責任を負いません。  
SBRE は、本ソフトウェア及びその結果に関する、性能、商業性、満足性、品質又は特定目的の適合性を含む、明示的・黙示的表明、保証又は条件を否認します。
- 9.2 法律により禁じられている場合を除き、いかなる場合においても、SBRE は、以下に関し責任を負いません。  
契約、不法行為、厳格責任又は他の請求原因によるものか否かを問わず、また、SBRE が本ソフトウェアの使用による当該損害、損失又は出費の可能性につき認識していたか否かを問わず、本ソフトウェアの提供及び使用により派生する全ての損害（直接的・間接的損害、懲罰的損害、特別損害、付随的損害、結果的損害、代替サービスを手に入れるためのコスト、逸失利益、データの破損・紛失、営業の中断又は他の商業的損失若しくは損害が含まれますが、これらに限られません。）  
上記に加え、当該責任の制限は、本ソフトウェアの入手困難、無断アクセス、動作の障害、中断、エラー、不作為、瑕疵、操作・送信の遅延、コンピュータのウィルス、互換性のないソフトウェア又はハードウェアとの本ソフトウェアの使用を含みますが、これらに限られません。  
いかなる場合においても、全ての損害に対する SBRE の累積的責任（傷害又は死亡に関わる件につき適用される法により義務づけられている場合を除く）は 100 ユーロを超えないものとします。

## 10. ライセンスの違反 - 権利の解除

あなたが本契約書の条項の遵守を怠った場合、又はこのことが SBRE により合理的に疑われた場合、SBRE は、SBRE の他の権利及び救済手段を制限することなく、当該権利及び救済手段の全てを明示的に留保したうえで、(i) 本ソフトウェアの一部又は全体のアクセス又は使用を無効とすること、(ii) あなたの SBRE のアカウントを閉鎖すること、及び (iii) 本契約書に基づくあなたの権利の解除を含む、SBRE の権利を保護するいかなる行為をも行なうことができるものとします。

## 11. 知的財産権の所有権

あなたの本ソフトウェアを使用する権利は、本契約書に基づいて付与されます。あなたは、本ソフトウェアに関する全ての知的財産権及び本ソフトウェアの全ての部分が、SBRE 及びそのライセンサーに帰属し、帰属し続けることを認識します。

あなたは、本ソフトウェアに組み込まれた電子透かし又は他の識別子を含むがこれらに限られない著作権表示又は他の類似の所有権表示の削除や改変しないことに同意するものとします。

## 12. 適用法、関連管轄及び可分性

本ソフトウェア・本契約書から派生する若しくは本ソフトウェア・本契約書に関連する全ての事項に対し、法の抵触に関する原則を除きフランス国の法律が適用されます。

本契約に関し国際物品売買契約に関する国連条約は適用されず、その適用は明示的に排除されるものとします。

本契約書に関する全ての紛争は SBRE 本社のあるパリの裁判所の専属的法的権限に付託されます。

関連管轄が、理由を問わず本契約書の条項及びその一部が強制執行不能とみなした場合であっても、残存条項は継続して有効とします。

## 13. 雑則

13.1 本契約書は、本ソフトウェアに関するあなた及び SBRE との間の全ての合意を構成し、当該目的事項に関する過去若しくは同時期の合意の全てに優先するものとします。

SBRE による、本契約書又は適用される法律に基づくいかなる権利若しくは救済手段の行使の不行使又は遅延も、当該権利・救済手段の放棄とはみなされないものとし、権利・救済手段の単一若しくは一部の行使は、当該権利・救済手段の追加又は将来の行使、及び他の権利・救済手段の行使を妨げないものとします。

本契約書に基づく SBRE の権利・救済手段は、法律に基づく他の権利・救済手段に追加されるものであり、他の権利・救済手段に取って代わるものではありません。

SBRE は、本契約書又は本契約書に基づく権利及び義務をいかなる第三者に対しても自由に譲渡することができます。

13.2 SBRE は、自己が法的措置を行う権利を第三者に対し委任する権利を留保します。

13.3 本契約書の各条項の表題は、便宜上のものであり、条項の内容及び適用範囲を規律するものではありません。

13.4 本契約書の英語と日本語（または英語以外の言語）版に齟齬がある場合は、英語版を優先するものとする。

13.5 不明な点がある場合は、以下に連絡してください。  
support@softbankrobotics.com